

入札制度改正のお知らせ

「松本市の契約に関する方針」に基づき、本市の建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の改正を行います。

【改正の内容】

●最低制限価格の設定基準の改正

※平成28年6月1日以後に行う通知に係るものから適用します。

本市の基準	
業種区分	最低制限価格の算定方法
測 量	(直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>10分の4.5</u>) ×1.08
建築関係の建設 コンサルタント	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×10分の6+諸経費×10分の6) ×1.08
土木関係の建設 コンサルタント	(直接人件費+直接経費+その他原価×10分の9 +一般管理費等× <u>10分の4.5</u>) ×1.08
地質調査	(直接調査費+間接調査費×10分の9 +解析等調査業務費× <u>10分の8</u> +諸経費× <u>10分の4.5</u>) ×1.08
補償関係 コンサルタント	(直接人件費+直接経費+その他原価×10分の9 +一般管理費等× <u>10分の4.5</u>) ×1.08

改正前 : 最低制限価格の範囲は、予定価格の10分の8から10分の8.5の範囲で定めるものとする。

改正後 : 最低制限価格の範囲は、予定価格の10分の8.5から10分の9の範囲で定めるものとする。

※ 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務において、原則として設計額が50万円を超えるもの。